

- ⑤ 腎機能，肝機能，骨髓機能に高度の障害のないもの
- ⑥ 重篤な合併症のないもの
- ⑦ 対象が再治療の場合は，先行治療終了後4週間以上期間があり，かつ前治療の影響が全く認められないもの。ただし，先行治療が無効の場合はこの限りではない。

* 8 完全例とは，治療開始後，中止，脱落，観測不備などがなく完全に遂行できた例。

c. 病変が複数臓器にわたる場合

- ① 各臓器ごとの効果を「a. 奏効度の表現」の規定に従い，別々に判定し記載する。
- ② 著効 (CR)：各臓器の病変がすべてCRに該当する効果を示した場合。
- ③ 有効 (PR)：各臓器ごとに判定された効果がすべてPRか，またはCR，PR，NCが混在するときは，CR + PRの数がNCの数と同じか，または多い場合はPRとする。
- ④ 不変 (NC)：各臓器ごとに判定された効果がすべてNCか，またはCR，PR，NCが混在するときは，NCの数がCR + PRの数より多い場合はNCとする。
- ⑤ 進行 (PD)：各臓器ごとに判定された効果のいずれかにPDがある場合はPDとする。

d. 手術より得られた病理組織からみた奏効度の表現

手術より十分病理組織学的に検討可能な標本が得られた場合，CRは以下のよう
に細分する*9。

- pCR：病理組織診にても癌病巣をまったく認めない場合。
- CRs：病理組織診にて癌病巣の残存を認めるが，手術により病巣が完全に摘除されたと判断される場合 (PRの状態で，この条件に合致した場合もCRsと記載する)。
- CRr：肉眼的に癌病巣を認めないが，病理組織診では癌病巣の残存を認め，かつ手術により癌病巣が完全には摘出されていないと判断される場合。

* 9 十分な手術標本を得られない場合は，cCRとのみ記載する。